

福祉教育委員会資料

## 児童相談体制について

令和3年12月20日

こども未来部 こども若者総合相談支援センター

# 目次

1. これまでの経過	3
2. 児童相談所設置の検討	4
(1) 検討内容	
(2) 課題	
3. 基礎自治体としての児童相談体制の検討	6
(1) 検討内容	
(2) 課題	
4. 今後の方向性	8
(1) 児童相談体制の強化・充実	
(2) 国への要望	
(3) 県への要望	

## 1. これまでの経過

豊橋市（以下「本市」という。）では、令和2年度から児童相談業務に係る部署で構成する「児童相談所設置を含めた児童相談体制のあり方庁内検討会議」と、児童虐待に関する専門的な知見を有する児童相談所OB、大学教授及び弁護士などで構成する「児童相談所設置等に関する有識者会議」を設置して、児童相談所設置を含め、本市に相応しい児童相談体制の検討を進めてきました。

福祉教育委員会の調査・研究事項として、令和2年8月に「児童相談所設置の基本的な考え方について」（以下「基本的な考え方」という。）を取りまとめ、本市の現状と課題、児童相談所設置の必要性や視点などについて説明しました。

また、令和3年2月には、「基本的な考え方」に、児童相談所・一時保護所のあり方などを加えた、「児童相談所設置のあり方について」として取りまとめ、機能・連携体制や組織体制などの取り組み方針、今後の進め方などについて説明しました。

今年度は、児童相談所設置を含めた児童相談体制について幅広く検討し、課題について整理する中で、目下の相談件数の増加に伴い子どもや家庭への支援が急がれることや、児童相談所設置のためには時間を要する課題があることなどを踏まえ、まずは、本市の子どもを守り育てるために、今後の児童相談体制の方向性を取りまとめました。

## 2. 児童相談所設置の検討

### (1) 検討内容

---

#### ア. 職員体制と運営費

必要となる職員体制は、事務職をはじめ児童福祉司、児童心理司及び児童指導員など、児童相談所・一時保護所を合わせて、県からの派遣職員を含み最低でも 70 名から 80 名前後と見込みました。

そのうちの多くは、社会福祉士や臨床心理士などの専門職であり、本市での実務経験や県の児童相談所及び一時保護所への派遣などにより、実践力のある人材として育成する必要があります。

運営費については、先行する中核市の実績等を参考とし、上記の職員体制を踏まえ、歳出として概ね 13 億円から 15 億円を見込みました。

歳入として、児童相談所の運営費（職員人件費等）に係る財源は国庫補助金がなく、普通交付税措置となります。

#### イ. 施設規模と整備事業費

施設規模については、先行する自治体の取り組みや本市の実情を踏まえ、児童相談所と一時保護所を合わせて延床面積 2,000 m<sup>2</sup>程度、一時保護所の定員 20 名と見込みました。

施設整備に係る事業費については、児童相談所と一時保護所を新設する場合には、概ね 13 億円から 15 億円と見込み、その財源は一時保護所の整備で一部国庫補助金があるものの、大半は地方債の元利償還金に対する普通交付税措置となります。

### (2) 課題

---

#### ア. 専門性のある人材確保と職員体制

これまでも本市では、専門職である社会福祉士や臨床心理士の採用をしてきましたが、児童相談所の職員体制を具体的に検討してみると、県からの派遣職員による協力を得るにしても、相当数の人員が必要となります。

また、社会福祉士や臨床心理士などの専門職は、本市でも採用困難な職種であり、開設までに確保して養成するには、時間を要すると考えています。

## **イ. 不安定な財源と財政負担**

具体的な施設規模や職員体制などを見込んだ上で、財源を照らし合わせて検討したところ、財政負担の課題が改めて明らかになりました。

国による財政支援拡充により、一部の事業費では国庫補助が充当されるものの、施設整備費や設置後の運営費は、大半が普通交付税措置となっています。

安定した財政運営を考える上で、児童相談所の設置・運営に係る財源が普通交付税措置のままでは、不安定な財源と言えます。

新型コロナウイルス感染症による市民生活・企業活動への影響が大きい現状において、大型事業である児童相談所の設置は、継続して財政負担を伴う取り組みとなり、中長期的な財政見通しを踏まえた判断が必要であると考えています。

### 3. 基礎自治体としての児童相談体制の検討

#### (1) 検討内容

平成 28 年の児童福祉法改正では、市町村によるソーシャルワーク機能を中心とした拠点（子ども家庭総合支援拠点）の整備が努力義務となり、本市では平成 29 年 10 月に「こども若者総合相談支援センター」（以下「ココエール」という。）を開設しました。

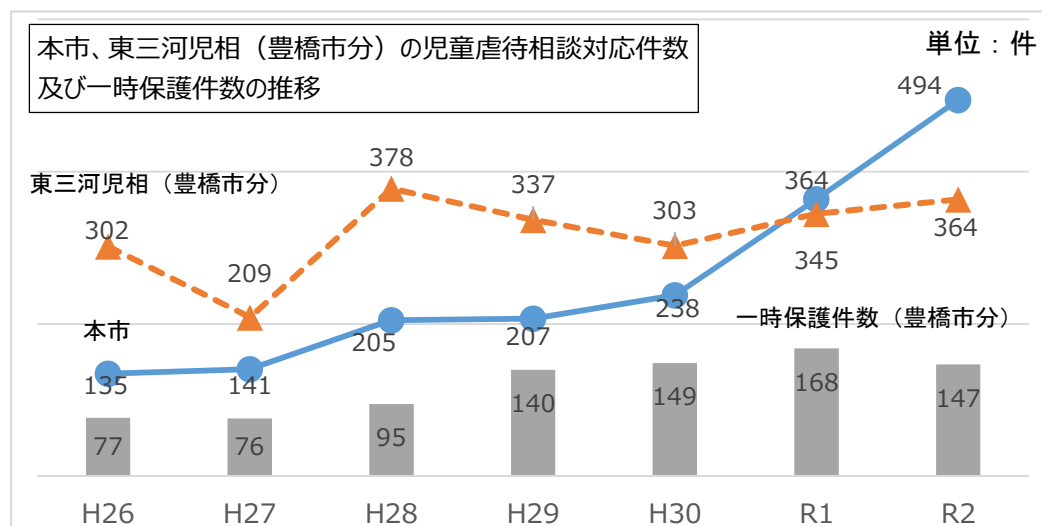
ココエールには、専門職である社会福祉士、臨床心理士及び保健師を配置し、子どもとの面談や家庭訪問、福祉サービスの利用に繋ぐなどの相談支援に取り組み、東三河児童・障害者相談センター（以下「東三河児相」という。）とは、権限の伴う一時保護が必要な場合に、的確に連携するなど、ココエールを拠点とした本市の児童相談体制は、一定の成果を挙げていると考えています。

住民に身近な基礎自治体として、現行の体制における課題を改めて整理するとともに、県の施策にも積極的に関わる取り組みの強化・充実策について検討しました。

#### (2) 課題

##### ア. 児童虐待相談の推移

平成 26 年度から令和 2 年度までの本市と東三河児相（豊橋市分）が児童虐待相談として対応した件数及び一時保護件数はグラフのとおりです。



ココエールの児童虐待相談件数は、令和元年度は前年度に比べ 1.5 倍、令和 2 年度は前年度に比べ 1.4 倍で、ココエールを開設してから大きく増加しています。

さらに、今年度の上半期にココエールが対応した児童虐待相談件数は 323 件で、前年同時期と比べ 61 件上回り、昨年度を超えるペースで増加しています。

増加している要因としては、関係機関におけるココエールの周知が進み、児童虐待かもしれないとの気づきから、早期の相談に繋がっていると考えています。

今後も、児童虐待相談件数の増加が見込まれ、ココエールの体制強化は、急がれる課題となっています。

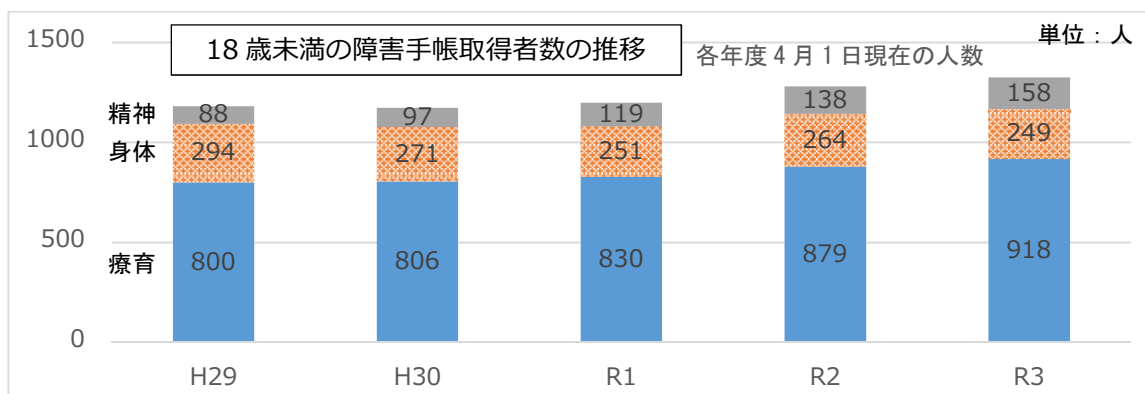
## イ. 子ども・若者を取り巻く新たな課題

今年度の 4 月、厚生労働省はヤングケアラー<sup>※1</sup>とケアリーバー（施設退所児）<sup>※2</sup>の実態に関する調査研究の報告書<sup>※3</sup>を公表し、新聞やテレビなどでも大きく取り上げられました。

ヤングケアラーでは学校、ケアリーバーでは児童相談所や児童養護施設との連携が不可欠で、子どもらしい生活を保障し、孤立を防ぐためにも支援が必要になっています。

## ウ. 障害児等への支援

本市の特別支援保育や特別支援学級を利用する子どもは年々増加し、障害に関する手帳を取得している 18 歳未満の子どもも増えています。



ココエールが対応する生活困窮や児童虐待などの相談では、複合的な課題として、障害児や発達の子になる子どもへの支援も必要となり、医療や療育、福祉サービスなどの関係機関と連携していますが、より早期の段階で包括的に支援するためには、各機関の持つ役割や機能、今後の取り組みなどを踏まえ、ココエールとして心理担当職員を中心に、障害児等への支援の充実を図る必要があると考えています。

※1 家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている 18 歳未満の子どもをいう。

※2 児童養護施設や里親など、社会的養護のケアを離れた子ども・若者のことをいう。

※3 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 令和 3 年 3 月「令和 2 年度 ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 令和 3 年 3 月「令和 2 年度 児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査報告書」

## 4. 今後の方向性

現状では、ココエールへの相談件数の増加に伴い、子どもや家庭への支援が急がれるため、まずは、児童相談体制の強化・充実に取り組みます。

一方、児童相談所設置の検討については、課題を早期に解決することが難しいため、児童相談所設置を継続して検討し、児童相談体制強化の取り組みや国・県への要望状況を踏まえ、児童相談所設置の判断を行うこととします。

### (1) 児童相談体制の強化・充実

#### ア. ココエールの体制強化

専門職である社会福祉士、臨床心理士及び保健師の増員により、児童虐待をはじめ子どもの貧困、孤独・孤立対策などにおけるアウトリーチ型支援<sup>※4</sup>を強化できるよう進めていきます。

また、障害児等への支援については、ココエールの役割や機能を前提として、心理担当職員を増員し、その専門性を活かした支援の充実を図ります。

県の児童相談所への職員派遣は、来年度以降も継続し、県内や県外での研修機会を通じて、児童相談業務や児童相談所の持つ専門性を積極的に学んでいきます。

#### イ. 新たな行政課題への支援

新たな行政課題となっているヤングケアラーへの支援については、気づきやすい立場にある学校・教育委員会との連携を図り、関係機関への研修を行うとともに、県による実態調査の結果を踏まえ、できるだけ早期の支援につなげられるよう啓発を図りながら、ココエールが相談窓口として取り組みます。

また、ケアリーバーへの支援については、県や児童養護施設による支援もありますが、本市の強みである若者支援への切れ目ない相談体制を活かすため、県が配置する支援コーディネーター<sup>※5</sup>と連携し、積極的に関与して取り組みます。

#### ウ. 関係機関や県と連携した対応

ココエールが受け付ける児童虐待相談件数は、今後も増加することが見込まれるため、個々の相談内容を適切にアセスメントしながら、関係機関や東三河児相による対応が必要な

※4 声を挙げない人に対して、要請がない場合でも支援する側の方から積極的に向いていく支援のこと。

※5 里親や児童養護施設等を措置解除された後も、引き続き支援全体を統括するコーディネーターで、県は、中央児童・障害者相談センター（名古屋市）に配置している。



場合には、確実に連携できるよう日頃から十分なコミュニケーションを深めておく必要があります。

そのためには、本市の要保護児童対策ネットワーク協議会を中心に、関係機関との情報共有や役割分担を図り、担当者が集まって行う個別ケース検討会議の積極的な開催、職員研修の実施など、関係機関や東三河児相と有機的に連携した対応に取り組めます。

また、やむを得ず家庭から分離され、代替的な養育を必要とする場合は、家庭養育優先の原則<sup>※6</sup>に基づき、できるだけ里親家庭で養育されることが望ましいと考えます。

そのため、本市の里親が増えることによって、住み慣れた地域を離れずに暮らすことができることから、本市としても積極的に里親制度を周知するとともに、県によるリクルート活動にも協力します。

さらに、本市のショートステイ事業で一時的な預かりを体験した里親が、自信を持って県からの一時保護委託も引き受けていけるように取り組めます。

## (2) 国への要望

---

児童相談所設置に伴う人材確保、育成や財政負担の課題に対しては、平成 28 年と令和元年の児童福祉法改正による附則に、政府において中核市が児童相談所を設置することができるよう必要な措置を講ずるとされています。

国に対しては、児童相談所・一時保護所の施設整備及び運営費に対する財政支援の拡充について、中核市市長会などを通して要望していきます。

## (3) 県への要望

---

児童虐待相談に伴う緊急一時保護の増加、災害や事故による一時保護所での不測の事態などに備えるため、どのような状況下でも継続的に一時保護できる体制を整えておく必要があると考えています。

また、多様な背景を持つ子どもを受け入れ、できるだけ住み慣れた地域の圏域で保護できるようにするため、一時保護の地域分散化も必要になっています。

県に対しては、児童養護施設等による一時保護専用施設<sup>※7</sup>の拡充など、一時保護体制の整備を要望していきます。

---

※6 平成 28 年の児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定された。

※7 児童養護施設等において、入所定員枠とは別に一時保護定員枠を確保し、一時保護児童に対して小規模なグループによるケアを実施できる設備を有する施設。国の一時保護ガイドラインでは、地域での生活を可能な限り保障するため、一時保護の場の地域分散化などを進めることが望ましいとされている。